

別表第1（第12条、第13条、第14条、第17条関係）

（平25規則16・全改、平28規則24・令2規則6・令6規則3・一部改正）

	種目	対象者	性能（対象範囲）	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者若しくはA判定の知的障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者又は難病患者等であって自力での排尿が困難であるもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。（設置に伴う工事費を含む。）	5年	82,400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者である	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し	5年	15,000円

	って、下着交換等に介助を要するもの又は寝たきりの状態にある難病患者等	得るもの			
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。（設置に伴う工事費を含む。）	4年	159,000円	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	リクライニング機能や付属テーブルなど対象者が訓練できるものを備えたもの	5年	33,100円	
訓練用ベッド	上肢、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,000円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	上肢、下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。（設置に伴う工事費を含む。）	8年	90,000円
便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は常時介護を要する	対象者が容易に使用し得るもの（手すりの取付け及び設置に伴う工事費	8年	9,850円	

	難病患者等	を含む。)		
歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	T字状・棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年	4,410円
移動・移乗支援用具	平行機能、下肢若しくは体幹機能障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。（設置に工事費が伴うものを除く。） ア 対象者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年	60,000円
頭部保護帽	以下のいずれかに該当する頻繁に転倒する恐れのある者 ・ 下肢機能や体幹機能、平衡機能に障害がある者 ・ てんかん発作のある者 ・ 知的障害者又は精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	36,750円 ただし、レディメイドによる製品については29,400円
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏ペダルで温水	8年	151,200円

	<p>の身体障害者若しくはA判定の知的障害者であって自ら排便後処理が困難なもの又は上肢機能に障害のある難病患者等</p>	<p>温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（設置に伴う工事費を含む。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
自動消火器	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体、視覚、聴覚の障害程度が2級以上の身体障害者 ・ A判定の知的障害者 ・ 障害程度が1級の精神障害者 ・ 火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯 	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	8年	28,700円
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の身体障害者又はA判定の知的障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	6年	41,000円
歩行時間延	<p>視覚障害2級以上</p>	<p>対象者が容易に使</p>	10年	7,000円

	長信号機用 小型送信機	の身体障害者	用し得るもの		
	聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害2級の身 体障害者	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	10年	87,400円
在宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温 器	腎臓機能障害3級 以上の身体障害者 で自己連続携行式 腹膜かん流法 (CAPD)による透 析療法を行うもの	透析液を加湿し、 一定温度に保つも の	5年	51,500円
	吸引・吸入両 用器	呼吸器機能障害3 級以上又は2級以 上の肢体不自由者 若しくは同程度の 身体障害者	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	73,000円
	ネブライザ ー（吸入器）	呼吸器機能障害3 級以上、2級以上の 肢体不自由者若し くは同程度の身体 障害者又は呼吸器 機能に障害のある 難病患者等	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん 吸引器	呼吸器機能障害3 級以上、2級以上の 肢体不自由者若し くは同程度の身体 障害者又は呼吸器 機能に障害のある 難病患者等	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ 運搬車	身体障害者であっ て、医療保険にお ける在宅酸素療法 を行うもの	対象者が容易に使 用し得るもの	10年	17,000円

視覚障害者 用体温計（音 声式）	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って視覚障害者の みの世帯又はこれ に準ずる世帯	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	9,000円	
視覚障害者 用体重計	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って視覚障害者の みの世帯又はこれ に準ずる世帯	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	18,000円	
音声式血圧 計	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って視覚障害者の みの世帯又はこれ に準ずる世帯	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	16,000円	
動脈血中酸 素飽和度測 定器（パルス オキシメー ター）	呼吸器機能障害3 級以上、心臓機能 障害3級以上若し くは同程度の身体 障害者で、血中酸 素濃度を管理する ことが必要なもの 又は人工呼吸器の 装着が必要な難病 患者等	対象者が容易に使 用し得るもの	5年	45,000円	
情報・意 思疎通支 援	携帯用会話 補助装置	音声・言語機能障 害者又は肢体不自 由者であって、発 声・発語に著しい 障害を有するもの	携帯式で言葉を音 声又は文章に変換 する機能を有し、 障害者が容易に使 用し得るもの	5年	98,800円
情報・通信支 援用具	視覚障害2級以上 又は上肢機能障害 2級以上の身体障 害者	パーソナルコンピ ューターを使用す るに当たり、障害 特性に応じて必要	5年	100,000円	

用具			となる周辺機器やアプリケーションソフト		
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者	対象者が容易に使用し得るもの（価格に点筆も含む。）	5年	10,400円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者（本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれるもの）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生 視覚障害2級以上の身体障害者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
	再生専用	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障	35,000円		

		害者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害2級以上の身体障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像、文字等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	29,000円
視覚障害者用時計	触読の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	10,300円
				13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・言語機能障害者若しくは同程度の身体障害者であって、コミュニケーションの手段として必要と認めら	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円 ただし、ファックスについては42,000円

		れるもの			
聴覚障害者 用情報受信 装置		聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工こう 頭	笛 式	音声・言語機能障害者であつて、こ う頭摘出を行った もの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000円 気管カニューレ付とした場合は3,100円を加算した額
	電 動 式		顎下部などに当てた振動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの (価格には電池又は充電器を含む。)	5年	70,100円
埋込型人 工喉頭用 人工鼻	笛 式	音声・言語機能障害者その他医師に必要と診断されたものであつて、常時埋込型の人工喉頭の使用を必要とするもの	呼気を加温及び加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シヤント発声を可能とするもの	—	月額24,200円

	点字図書		主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書（月間、週間等で発行される雑誌を除く。）	—	点字図書の価格から、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格を控除した額。 1人につき年間6タイトル又は24巻（辞書等一括購入しなければならぬものを除く）を限度
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	ぼうこう又は直腸機能障害者であつて、人工肛門を造設している者 ※「紙おむつ等」の給付を受けたものは、「紙おむつ等」の給付期間中は本種目の給付を受けることはできない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	1箇所につき月額8,600円
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は尿処理用のキャップ付きとし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	1箇所につき月額11,300円

紙おむつ等	<p>3歳以上の身体障害者であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマの装具を装着することができない者</p> <p>イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する行動の排便機能障害のある者</p> <p>ウ 脳原性運動機能障害等により排尿又は排便の意思表示が困難な者その他紙おむつ等の用具が</p>	<p>紙おむつ、さらし、ガーゼ又は脱脂綿</p> <p>洗腸装具</p>	<p>—</p> <p>6か月</p>	<p>月額12,000円</p> <p>12,000円</p>
-------	---	--------------------------------------	---------------------	---------------------------------

		必要と認められる者 ※「ストーマ装具」の給付を受けた者は、「ストーマ装具」の給付期間中は本種目の給付を受けることはできない。			
収尿器	男性用	ぼうこう機能障害又は脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のある身体障害者	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のあるもので、ラテックス製又はゴム製	1年	7,700円
	女性用		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の導尿ゴム管付採尿袋	1年	8,500円